

令和元年6月26日

公立大学法人大阪  
理事長 西澤 良記 様

公立大学法人大阪

監事 西田 正吾 ㊟

監事 白井 弘 ㊟

## 監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第13期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

### 1 監査の方法の概要

平成30年度の監査計画に基づき、役員会その他重要な会議に出席するほか、内部監査室と連携して、書面監査又は実地監査その他適宜の方法により、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部局の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、証拠書類の査閲、必要に応じて実査を行いました。

また、会計監査人と連携して、会計監査人から監査方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益補処分にに関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

### 2 監査の結果

- (1) 業務は、全体として、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他の業務の適正を確保するため体制は、業務方法書等の見直しにより適切に整備、運用されていることを認める。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められなかった。
- (4) 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の会計監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (5) 財務諸表（利益の処分にに関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計

基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく表示しているものと認める。

- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (7) 事業報告書は、事業運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。